

兵庫県母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金収納業務委託実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、兵庫県母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の収納業務を民間事業者に委託するにあたり、平成13年3月30日付け管理第510号副出納長通知に定めるプロポーザル方式によることとし、広く事業者からの提案を募集するため必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル 施行者が兵庫県母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金収納業務（以下「当該業務」という。）の発注を行う場合に、あらかじめ評価項目及び評価基準を定めたうえで、企画提案の募集を行い、その内容を評価することにより提案を特定することをいう。
- (2) 施行者 財務規則第2条第8号の規定による契約担当者等をいう。
- (3) 応募者 プロポーザルに応募する者をいう。
- (4) 特定者 施行者が、応募者の中から委託事業者と決定したものをいう。

(対象業務)

第3 この要領の対象業務は、兵庫県母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金に係る滞納債権のうち、施行者が必要と認めたものとする。

(審査委員会)

第4 プロポーザル募集要領、企画提案内容の審査及び特定等を行うため別に定めるところにより、兵庫県母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金収納業務委託事業者審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(募集要領の作成)

第5 施行者は、プロポーザルを実施しようとするときは、この要領に基づき兵庫県母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金収納業務プロポーザル募集要領を作成する。

2 募集要領の作成に当たっては、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) プロポーザル実施の趣旨
- (2) 対象業務
- (3) 応募者の資格
- (4) 応募手続に関すること
- (5) 募集要領の内容についての照会手続及び回答に関すること
- (6) 応募図書等（提出書類等の種類、提出後の取扱い）に関すること
- (7) 応募に要する費用に関すること
- (8) 特定者の決定方法及び発表に関すること
- (9) その他プロポーザルの実施に必要と認める事項

(募集の公表)

第6 施行者は、プロポーザルを実施しようとするときは、広く一般に周知する。

(参加表明書の提出)

第7 施行者は、別に定める日までに、応募しようとする者から参加表明書を提出させる。

(募集要領に対する質問)

第8 プロポーザルに応募しようとする者で、プロポーザル募集要領について質問のあるときは、施行者が定める日までに文書（様式）により行うものとし、施行者は企画提案書提出期限日の10日前までに、文書により回答する。

2 施行者は、質問回答の内容が参加表明書を提出したもの全員に了知すべきものであると認める時は、参加表明書を提出したもの全員に通知する。

(企画提案書の提出)

第9 応募しようとする者は、施行者が定める期限までに、企画提案書を提出する。

(企画提案書の特定)

第10 審査委員会は別に定めるところにより、企画提案書の特定を行う。

(特定者の公表)

第11 施行者は、企画提案書を特定した場合は、提案件数、提案者の名称及び特定者の名称を公表する。

(委託期間)

第12 この契約の終期は令和9年3月31日とする。

(事務局)

第14 この要領に関する事務は、福祉部児童家庭課が所掌する。

(補則)

第15 この要領に定めるもののほか、この要領に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和7年12月19日から施行する。